

指定管理者総括調書（令和4年度）

基準日 令和5年3月31日

施設名	大牟田市営駐車場、大牟田市自転車等駐車場		
担当部署	市民協働部生活安全推進課	電話番号	0944-41-2730

I 指定管理者の情報

指定管理者名及び代表者名	株式会社CLOST九州支店 支店長 山口 聖一		
指定管理者の所在地	大牟田市旭町3丁目3番3号		
指定期間	令和3年	～	令和7年
指定管理者種類	<input checked="" type="checkbox"/> 市内企業 <input type="checkbox"/> 市外企業 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体等 <input type="checkbox"/> コミュニティ組織等 <input type="checkbox"/> 財団法人・社団法人・社会福祉法人・医療法人・学校法人 <input type="checkbox"/> その他		
業務の範囲	駐車場に関する業務 (1) 利用に関する業務 ・利用券の発行(作成、販売、管理等) (2) 維持管理に関する業務 ・施設の管理(施設修繕、維持管理、保守管理) (3) 運営に関する業務 ・利用料の集金・市への報告書作成・各種トラブルへの対応・電気料金の支払 駐輪場に関する業務 (1) 利用に関する業務 ・定期利用に関する業務(定期申込みの受付、定期券の交付、定期解約時の返還金の支払い) (2) 維持管理に関する業務 ・施設の管理(施設修繕、維持管理、保守管理) (3) 運営に関する業務 ・利用料の集金・市への報告書作成・各種トラブルへの対応・電気、水道、電話料の支払		

II 施設の概要

所在地	大牟田市大字大牟田1232番地6外			施設の設置目的	駐車場: 道路交通の円滑化、違法駐車防止及び自転車利用者の利便性に資する。 駐輪場: 自転車等の利用者の利便性及び放置自転車の防止を図る。
設置年月	平成5年4月外	増改築年月			
施設の設置根拠	大牟田市営駐車場条例、大牟田市自転車等駐車場条例				
施設の概要	敷地面積		m ²	【駐車場】 大牟田駅東口駐車場…鉄骨2階建 延床面積1,726m ² 収容台数44台 大牟田駅西口整理場…収容台数6台 新大牟田駅駐車場…延床面積2099.1m ² 収容台数77台 【駐輪場】 大牟田駅東口自転車等駐車場…鉄骨2階建 延床面積1,040m ² 収容台数850台(バイク200台 自転車650台) 大牟田駅西口自転車等駐車場…鉄骨3階建 延床面積991m ² 収容台数750台(バイク100台 自転車650台) 新大牟田駅自転車等駐車場…延床面積349.9m ² 収容台数バイク16台、自転車38台	
	延床面積		m ²		
実施事業の概要	休館日	【駐車場】年中無休【駐輪場】12/29～1/3	開館時間	【駐車場】24時間【駐輪場】6時～22時(時間外利用スペースあり)新大牟田駅は除く	
	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場利用に関すること ・ゲート式、フラップ式駐車場管理システムの設置、券売機を設置すること ・維持管理に関すること ・運営に関すること 			
料金	利用料金制度	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無			

III 施設の利用状況

区分	R3年度実績		R4年度実績	
	単位	日	単位	人
開館日数		365		365
施設の総利用者数等	単位	人	67,977	79,504
個別事業における利用状況等の推移				
施設利用状況等の推移	大牟田駅東口駐車場		11,898	12,644
	新大牟田駅駐車場		19,568	27,974
	大牟田駅東口自転車等駐車場		9,462	10,621
	大牟田駅西口自転車等駐車場		14,202	15,285
	大牟田駅西口自動車整理場		12,847	12,980
利用料金収入	施設の利用料金収入	単位	千円	
	大牟田駅東口駐車場		3,375	4,476
	新大牟田駅駐車場		5,295	8,077
	大牟田駅東口自転車等駐車場		7,549	7,968
	大牟田駅西口自転車等駐車場		9,579	9,465
大牟田駅西口自動車整理場		1,329	1,746	

IVその他

管理運営評価シートの結果

評価結果	231.25点 / 285点 (平均点:4.1点)	I 施設の運営	118.25点 / 145点
		II 施設の管理	93点 / 115点
		III 継続性・安定性	12点 / 15点
		IVその他	8点 / 10点

モニタリング項目に関するコメント

I 施設の運営	各施設の開場及び閉場時間、職員の配置等、仕様書を上回る対応を行っている。施設利用者へのサービスの向上、利便性を考慮した対応を日々行うとともに、アンケート調査を実施しているが、無人施設での回収はできなかった。改善を図るため、モニタリング協議等において、日時等を決めて対面での調査・回収及び利用者が容易に調査回答が行われるよう回収箱の設置やホームページ等を介して、さらに意見聴取を行うよう指導した。
II 施設の管理	大きなトラブルや苦情等の発生もなく適切な管理が行われた。駐輪場等の従事者から利用者への声かけや配慮等に努め、良好なコミュニケーションが行われている。防犯カメラによる事故等の未然防止、また、駐車場の植栽花壇を日々手入れを行い季節を彩る花々を育て気持ちよい施設提供に努めている。
III 継続性・安定性	本指定管理業務の収支状況は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた。一方、指定管理者が会社法に定める吸収分割により事業を承継した初年度で収支状況は厳しい状況にあったが、事業継続の確約書が提出されている親会社本社の経営状況は良好な状況にあり、今後も安定した業務の提供が行われると判断する。
IV その他	本指定管理業務は、基本協定書において利用料金の収益の一部(納入金)を市へ納入することとしている。今年度の納入金については、新型コロナウイルス感染症による行動自粛、学校の休校等により、各施設の利用料金収益が悪化したため、施設の運営経費等の削減を重ねたが、基本協定書で定める納入金の一部納入に留まった。

総 評

本指定管理業務は、令和4年5月に会社法に定める吸収分割により事業を承継した指定管理者による初年度の業務履行であった。事業計画に基づき、これまで同様、適正に管理運営が行われ、各施設利用者の利便性の向上を図りながら、安心、安全、快適に利用できるよう取り組まれている。

一方、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は終了し、行動自粛等も解除され、各施設の利用者は徐々に増加傾向にはあるが収支の改善にはつながっていなかった。このため指定管理者との協定書の規定に基づき、相互協議の上、納入金の納入について一部免除を行った。新型コロナウイルス感染症による外的要因による影響が大きいと考えられるが、指定管理者が持つノウハウを生かし、今後も安心、安全、快適な施設の提供とともに、利用者サービスの向上に努めながら、ホームページ等を活用した施設情報等の発信をさらに行うなど事業展開を期待している。